

佐賀県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十四年二月二十八日から平成二十四年三月二十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 千々賀神田線	唐津市山田字峠二八四四番三地先から唐津市山田字白岩二七七〇番一地先まで	平成二四・二・二八